

I 特別支援教育の概要

1 特別支援教育のしくみ

(1) 特別支援教育とは

「特別支援教育」とは、障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、そのもてる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものです。

県では、一人一人の多様な教育的ニーズに応じて、学校資源や地域資源を効果的に活用したきめ細かな学びを提供する「インクルーシブ教育システム」の構築を目指し、様々な取組を行っています。

◆岐阜県が進める「インクルーシブ教育システム」

- ① 願いに寄り添う 専門性の高い学びの提供
- ② 学びを広げる 校種の枠を超えた学びの提供
- ③ 社会につなぐ 地域資源を活用した学びの提供

(2) 特別支援学校における教育

特別支援学校では、可能な限り自立し、社会参加ができるよう障がいの状態や発達段階に応じた教育内容、方法により、きめ細かな教育を行っています。また、小学校及び中学校の義務教育に対応して、それぞれ小学部と中学部があり、幼稚部と高等部、訪問教育を置くことができるようになっています。

さらに幼稚園、小・中学校、義務教育学校及び高等学校に対し、特別支援教育についての様々な相談にも応じています。

(3) 特別支援学級における教育

特別支援学級は、児童生徒の自立と社会参加を図るために、一人一人の障がいの種類や特性に配慮しながら、小学校及び中学校に準じた教育を行っています。きめ細かな対応ができるように、少人数の編成がなされており、一人一人に応じた効果的な指導が行われています。なお岐阜県では、障がいの種類に合わせて、知的障がい、肢体不自由、病弱、難聴、自閉症・情緒障がいの5種の特別支援学級が設置されています。

(4) 通級による指導

通級による指導では、言語や聴覚、情緒などに障がいのある児童生徒や、発達障がい〔LD（学習障がい）、ADHD（注意欠陥多動性障がい）、自閉症〕などの児童生徒が、小・中学校及び義務教育学校の通常の学級で学びながら、岐阜県では概ね週1～3時間程度の専門的な個別指導を受けることができます。

高等学校においても通級による指導を実施しており、月1時間程度～週2時間程度、少人数または個別の指導を受けています。

1 特別支援学校

視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。）で、その障害が、学校教育法施行令第22条の3に規定する程度のもので、市町村の教育委員会が、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学校に就学させることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

区 分	障害の程度
視覚障害者	両眼の視力がおおむね〇・三未満のもの又は視力以外の視機能障害が高度のもので、うち、拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が不可能又は著しく困難な程度のものである
聴覚障害者	両耳の聴力レベルがおおむね六〇デシベル以上のものうち、補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが不可能又は著しく困難な程度のものである
知的障害者	一 知的発達に遅滞があり、他人との意思疎通が困難で日常生活を営むのに頻繁に援助を必要とする程度のものである 二 知的発達の遅滞の程度が前号に掲げる程度に達しないものうち、社会生活への適応が著しく困難なものである
肢体不自由者	一 肢体不自由の状態が補装具の使用によっても歩行、筆記等日常生活における基本的な動作が不可能又は困難な程度のものである 二 肢体不自由の状態が前号に掲げる程度に達しないものうち、常時の医学的観察指導を必要とする程度のものである
病弱者	一 慢性的呼吸器疾患、腎臓疾患及び神経疾患、悪性新生物その他の疾患の状態が継続して医療又は生活規制を必要とする程度のものである 二 身体虚弱の状態が継続して生活規制を必要とする程度のものである

2 特別支援学級

学校教育法第81条第2項の規定に基づき特別支援学級を置く場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、特別支援学級において教育を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

種 類	程 度
知的障害者	知的発達の遅滞があり、他人との意思疎通に軽度の困難があり日常生活を営むのに一部援助が必要で、社会生活への適応が困難である程度のものである
肢体不自由者	補装具によっても歩行や筆記等日常生活における基本的な動作に軽度の困難がある程度のものである
病弱及び身体虚弱者	一 慢性的呼吸器疾患その他の疾患の状態が特効的又は間欠的に医療又は生活の管理を必要とする程度のものである 二 身体虚弱の状態が特効的に生活の管理を必要とする程度のものである
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のものである
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のものである

言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、その程度が著しいものである
自閉症・情緒障害者	一 自閉症又はそれに類するもので、他人との意思疎通及び対人関係の形成が困難である程度のものである 二 主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、社会生活への適応が困難である程度のものである

3 通級による指導

学校教育法施行規則第140条及び第141条の規定に基づき通級による指導を行う場合には、以下の各号に掲げる障害の種類及び程度の児童生徒のうち、その者の障害の状態、その者の教育上必要な支援の内容、地域における教育の体制の整備の状況その他の事情を勘案して、通級による指導を受けることが適当であると認める者を対象として、適切な教育を行うこと。

種 類	程 度
言語障害者	口蓋裂、構音器官のまひ等器質的又は機能的な構音障害のある者、吃音等話し言葉におけるリズムの障害のある者、話す、聞く等言語機能の基礎的事項に発達の遅れがある者、その他これに準じる者（これらの障害が主として他の障害に起因するものでない者に限る。）で、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである
自閉症者	自閉症又はそれに類するもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである
情緒障害者	主として心理的な要因による選択性かん黙等があるもので、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである
弱視者	拡大鏡等の使用によっても通常の文字、図形等の視覚による認識が困難な程度のものである 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするものである
難聴者	補聴器等の使用によっても通常の話し声を解することが困難な程度のものである 通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とするものである
学習障害者	全般的な知的発達に遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち特定のものの習得と使用に著しい困難を示すもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである
注意欠陥多動性障害者	年齢又は発達に不釣り合いな不注意、又は衝動性・多動性が認められ、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもので、一部特別な指導を必要とする程度のものである
肢体不自由者、病弱及び身体虚弱者	肢体不自由、病弱又は身体虚弱の程度が、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする程度のものである